平成16年度版

両立支援事業のご案内

「仕事」と「家庭」の両立を応援します



厚生労働省

財団法人
21世紀職業財団

CONTENTS

Ⅰ 両立支援事業の内容

事業主・事業主団体の方へ

育児休業取得促進奨励金 ……2
事業所内託児施設助成金 ……3
育児・介護費用助成金 ……5
育児休業代替要員確保等助成金 ……7
育児両立支援奨励金 ……8
看護休暇制度導入奨励金 ……9
育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金 ……10
職業家庭両立推進者研修 ……11
両立指標 ……11
ファミリー・フレンドリー・サイト ……11

育児や介護を行いながら働く方や、働きたい方へ

フレーフレー・テレフォン ……12
再就職希望登録者支援事業 ……13
フレーフレーネット ……14

Ⅱ 育児・介護休業法における制度の概要 ……15

Ⅲ 問い合わせ先一覧

都道府県労働局雇用均等室 ……17
(財)21世紀職業財団地方事務所 ……18

Ⅰ 両立支援事業の内容

事業主・事業主団体の方へ

育児休業取得促進奨励金

育児休業を取得しやすい環境づくりのために、育児休業取得促進事業を行い、男女労働者双方に育児休業取得者が生じた場合、事業主に支給します。

奨励金の対象となる育児休業取得促進事業

以下のすべてを実施していることが必要です。

- 育児休業取得促進基本方針の策定、表明及び労働者への周知
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立に関する意識及び実態等の把握
- 育児休業取得促進事業実施計画の策定及び実施計画に基づく活動の実施

（実施計画には、以下の①から③までが含まれていることが必要です。）

①育児休業取得促進のための資料の作成及び労働者への情報の提供
②父親、母親になる労働者への説明会
③管理職に対する研修
④その他育児休業取得促進のために必要な事項

- 育児休業取得促進に係る検討委員会の設置及び開催

受給できる事業主

以下のすべてに該当する事業主です。

- 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、第2号に規定する介護休業及び第23条に規定する育児・介護のための勤務時間短縮等の措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
- 職業家庭両立推進者を選任していること。
- 育児休業取得促進事業を実施する前に、「育児休業取得促進事業実施届出書」を（財）21世紀職業財団地方事務所長に届け出ていること。
- 届出後3年以内に、育児休業取得促進事業を実施し、かつ、雇用する男女労働者にそれぞれ1か月以上の育児休業取得者が生じたこと。
- 上記の育児休業を取得した男女労働者を、当該休業を開始する日まで、雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用していたこと。

受給できる額

70万円（1事業主1回限り）

■ 各種助成金・奨励金申請に当たっての留意事項 ■

- 事業主とは、「雇用保険の適用事業主」をいい、事業主等とは、「雇用保険の適用事業主及び事業主団体」をいいます。
- 労働保険料を納入していない事業主等及び過去に給付金に関し不正行為を行なった事業主等については、支給を受けられないことがあります。
- 支給申請から支給決定までの間及び支給終了後において出勤簿・賃金台帳等添付書類について確認を求めることがあります。
- 中小企業事業主の範囲は、「資本又は出資の額」又は「常用労働者数」のいずれかが下記に該当する場合です。

	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種
資本又は出資の額	5,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

- 助成金・奨励金の詳細については、（財）２１世紀職業財団地方事務所（１８頁参照）にお問い合わせ下さい。

事業所内託児施設助成金

労働者のために事業所内託児施設の設置、運営又は増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成します。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成します。

事業所内託児施設

助成金の対象となる事業所内託児施設は、以下のような託児施設です。

- 事業主・事業主団体がその雇用する労働者のために、事業所の敷地内・近接地、労働者の通勤経路（駅ビル、通勤に便利な場所等）、労働者の居住地等に設置し、継続した利用が見込まれるもの。
- 施設の規模は、乳幼児の定員が10人以上であり、乳幼児1人当たりの面積は原則として7㎡以上のもの。
- 施設は、児童福祉施設最低基準に沿って設置・運営され、専任の保育士による個々の乳幼児の生活や発達に応じた適切な保育を行っていること。

※なお、事業所内託児施設は児童福祉法の認可外保育施設に該当しますので、その運営や保育内容等は、都道府県の保育行政の指導の対象となります。

受給できる事業主等

以下のすべてに該当する事業主等です。

- 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、第2号に規定する介護休業及び第23条に規定する育児・介護のための勤務時間短縮等の措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
- 一定要件を備えた事業所内託児施設についての計画を作成し、（財）21世紀職業財団地方事務所長の認定を受けていること。
- 地方事務所長の認定を受けた計画に基づき、事業所内託児施設の設置、運営又は増築等を行ったこと。
- 事業所内託児施設の利用者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者を対象としていること。

利用できる助成金の種類

- 事業所内託児施設を新たに設置して、運営を開始した事業主・事業主団体に対して ▶ **設置費・運営費** を支給
- 事業所内託児施設の運営を新たに開始した事業主・事業主団体に対して ▶ **運営費** を支給
- 既存の事業所内託児施設を定員増等に伴って増築または建替えを行った事業主・事業主団体に対して ▶ **増築費** を支給
- 事業所内託児施設の保育遊具等を購入した事業主・事業主団体に対して ▶ **保育遊具等購入費** を支給

受給できる額

- **設置費**

設置に要した費用の**2分の1、限度額2,300万円**
対象となる費用は、新築（既存の建物を増改築し、新設した場合を含む。）又は建物の購入費等。
ただし、土地の取得に要した費用、既存施設の取り壊しに要した費用は除く。

●運営費

運営に係る費用（人件費）の**2分の1**

支給対象期間は、運営開始日から5年間

1年間の支給限度額は、運営の形態、施設の現員の区分に応じてそれぞれ次のとおり。

支給限度額

運営形態＼現員	15人未満	15人以上20人未満	20人以上
通常型 1日の運営時間が11時間未満のもの	379万2千円	540万円	699万6千円
時間延長型 1日の運営時間が11時間以上のもの （施設の規模に応じた通常型の支給限度額に加え、時間延長単価に延長時間数（〈1日の運営時間－9時間〉（最大7時間まで））を乗じた額）	505万2千円 （379万2千円 +18万円×7時間）	729万円 （540万円 +27万円×7時間）	951万6千円 （699万6千円 +36万円×7時間）
深夜延長型 時間延長型運営のうち、深夜（22時～5時）の運営があるもの （施設の規模に応じた時間延長型の支給限度額に加え、深夜時間の加算額に深夜時間数（最大7時間まで）を乗じた額）	533万2千円 （379万2千円 +18万円×7時間 +4万円×7時間）	778万円 （540万円 +27万円×7時間 +7万円×7時間）	1014万6千円 （699万6千円 +36万円×7時間 +9万円×7時間）
体調不調児対応型 安静室を設けて看護師を置いて運営するもの	上記いずれかの支給限度額に165万円を加えた額		

- 「現員」とは、施設の現在の乳幼児数をいいます。ただし、現員が乳幼児定員を超える場合は定員とします。
- 同じ子を長時間にわたって預け続けることを奨励するものではありません。

●増築費

既存の施設について次の増築に要した費用の**2分の1**、**限度額1,150万円**

- ▶定員5人以上の増、増築面積35㎡以上の増築
- ▶利用定員2人以上、1人当たり1.98㎡以上、面積3.96㎡以上の安静室の増築

既存の一定要件を備えた施設を次のとおり建て替えた場合、その要した費用に、下記により算出された割合を乗じて得た額の**2分の1**、**限度額2,300万円**

- ▶5人以上の定員増及び建築面積35㎡以上増の建替え

$$\frac{\text{建て替え後の施設の定員} - \text{既存の施設の定員}}{\text{建て替え後の施設の定員}}$$

●保育遊具等購入費

限度額40万円

実際に施設の保育遊具等（一品の単価が原則として1万円以上、総経費20万円以上のもので地方事務所長が認めたものとする。）**の購入に要した額から10万円を控除した額。**

受給は、5年間に1回に限ります。

育児・介護費用助成金

労働者が、育児又は家族の介護に係るサービスを利用する際に、それに要した費用の全部又は一部を補助する制度を労働協約又は就業規則に規定し、実際に費用補助を行った事業主に対して、事業主が補助した額の一定割合を助成します。

助成金の対象となる育児・介護サービス等

●費用補助の場合

就業規則等に、労働者が育児・介護サービスの利用に要した費用の全部又は一部を補助する制度を設け、実際に労働者がそのサービスを利用し、要した経費に対して事業主が補助を行った場合

民間ホームヘルパー等利用の例

労働者が親の介護のために民間のホームヘルパーを利用し、その利用料の全部又は一部を事業主が補助した。

▶ 事業主に対し、実際に労働者に補助した利用料について一定割合を助成

事業所内託児施設利用の例

事業主が労働者のために一定の要件を満たした事業所内託児施設を運営している（ただし、同一期間に、事業所内託児施設助成金（運営費）等を受けていないこと。）。

▶ 事業主に対し、保育士の人件費及び建物の賃借料について、利用した労働者数に応じて一定割合を助成

●契約の場合

就業規則等に、労働者に対する育児・介護サービスの提供に関する制度を設け、事業主が育児・介護サービスの提供を行うものと契約し、実際に労働者がそのサービスを利用した場合

例

労働者が割安な利用料で子供を預けられるように、ベビーシッター会社と契約し、利用料の一部として契約料を支払った。

▶ 事業主に対し、支払った契約料について、利用した労働者数に応じ、一定割合を助成

以下の場合は、助成金の対象となる育児・介護サービスとはなりません。

- 配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ）、父母、子、配偶者の父母、その他同居の親族が行うサービス
- 公立保育所及び認可保育所が行う保育
- 介護保険法に基づく介護サービス
- 病院等による療養を目的とするサービス　等

受給できる事業主

以下のすべてに該当する事業主です。

- 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、第2号に規定する介護休業及び第23条に規定する育児・介護のための勤務時間短縮等の措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
- 次の（1）、（2）のうち、１つ以上を労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
  （1）雇用する労働者が育児・介護サービスを利用する際に、それに要した費用の全部又は一部を補助する措置
  （2）ベビーシッター会社、シルバーサービス会社等育児・介護サービスの提供を行うものと事業主が契約し、労働者に利用させる措置
- 上記について、育児サービスに係る措置を実施する場合は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する措置であること。
- 助成金の対象となる育児・介護サービスを、次の（1）及び（2）に該当する労働者に利用させて補助等を行ったこと。
  （1）申請事業主に雇用保険の被保険者として雇用されている者
  （2）育児の場合…小学校就学の始期に達するまで（その子が6歳に達する日の属する年度の3月31日までをいう。）の子を養育する労働者
  介護の場合…家族（配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他同居の親族を指します。）の介護をする労働者

受給できる額

労働者が利用した育児・介護サービス費用のうち、事業主が負担した額に対して、次の助成をします。

	助成率	限度額
中小企業事業主	2分の1	1年間（1月1日～12月31日）につき 育児・介護サービス利用者１人当たり30万円、 かつ、１事業所当たり360万円
大企業事業主	3分の1	

労働者の育児・介護サービス利用料を補助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて労働者に費用補助を行った場合に、上記の額に加え、次の額を支給します。

	支給額（1事業所につき）
中小企業事業主	40万円
大企業事業主	30万円

育児休業代替要員確保等助成金

育児休業終了後、育児休業取得者を原職又は原職相当職（以下「原職等」といいます。）に復帰させる旨の取扱いを労働協約又は就業規則に規定し、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に、一定額を助成します。

受給できる事業主

以下のすべてに該当する事業主です。

- 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、第2号に規定する介護休業及び第23条に規定する育児・介護のための勤務時間短縮等の措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
- 育児休業取得者の原職等への復帰について、労働協約又は就業規則に規定していること。
- 平成12年4月1日以降に、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を当該休業終了後に原職等に復帰させていること。
- 原職等に復帰した育児休業取得者（以下「対象労働者」といいます。）の休業期間が、平成12年4月1日以降3か月以上あり、当該育児休業期間中において代替要員を確保した期間が同じく3か月以上あること。
- 対象労働者を、当該育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合には、産後休業）を開始する日まで雇用保険の被保険者として、1年以上継続して雇用していること。
- 対象労働者を、当該育児休業終了後引き続き雇用保険の被保険者として、6か月以上雇用していること。

受給できる額

原職等復帰について、平成12年4月1日以降新たに就業規則等に規定した事業主の場合

	対象労働者1人当たり	
対象労働者が最初に生じた場合	中小企業事業主	50万円
	大企業事業主	40万円
2人目以降の対象労働者が生じた場合 ＊最初に対象労働者が生じた日の翌日から3年間、1事業所当たり1年度20人を限度とします。	中小企業事業主	15万円
	大企業事業主	10万円

原職等復帰について、平成12年3月31日までに既に就業規則等に規定している事業主の場合

	対象労働者1人当たり	
対象労働者が生じた場合 ＊対象労働者が生じた日の翌日から3年間、1事業所当たり1年度20人を限度とします。	中小企業事業主	15万円
	大企業事業主	10万円

月数の算定は、算定を開始する日から、翌月の同じ日付の前日までを1か月として計算します。ただし、翌月に該当する日がないときは、その月の末日をもって1か月とします。また、1か月未満の日数は切り捨てとします。

育児両立支援奨励金

労働者が利用できる仕事と育児との両立を支援する制度を労働協約又は就業規則に新たに規定し、３歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者がこれらの制度を利用した場合に、事業主に支給します。なお、複数の事業所を有する事業主にあっては、全ての事業所において制度化していることが必要です。

奨励金の対象となる制度

以下のいずれかの制度（以下「勤務時間短縮等の制度」といいます。）を労働協約又は就業規則に定め、実施していることが必要です。

- 育児休業に準ずる制度
- 以下の①から④のいずれかに該当する短時間勤務制度
  - ① １日の所定労働時間を短縮する制度
    （１日の所定労働時間が7時間以上の場合に、１時間以上短縮しているものに限られる。）
  - ② 週又は月の所定労働時間を短縮する制度
    （週又は月の所定労働時間を１割以上短縮しているものに限られる。）
  - ③ 週又は月の所定労働日数を短縮する制度
    （週又は月の所定労働日数を１割以上短縮しているものに限られる。）
  - ④ 労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度
- フレックスタイム制（労働基準法第32条の3に規定する労働時間の制度）
- １日の所定労働時間を変更することなく、始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度
  （通常の始業又は終業の時刻を30分以上繰り上げ又は繰り下げる制度であるものに限られる。）
- 所定外労働をさせない制度
  （労働基準法第36条第１項に係る労使協定に基づくものであること。）

受給できる事業主

以下のすべてに該当する事業主です。

- 育児・介護休業法第2条第１号に規定する育児休業、第2号に規定する介護休業及び第23条に規定する育児・介護のための勤務時間短縮等の措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
- 平成14年4月１日以降新たに勤務時間短縮等の制度を労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
- 雇用保険の被保険者として雇用する3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者であって、勤務時間短縮等の制度の利用を希望した者（以下「対象労働者」といいます。）について、次の（１）及び（２）のいずれも満たしていること。

（１） １人の対象労働者に連続して3か月以上利用させたこと。

（２）当該事業主全体において、対象労働者に延べ6か月以上利用させたこと。

- 申請に係るすべての対象労働者を前項の（１）及び（２）を満たした日以後、雇用保険の被保険者として引き続き１か月以上雇用していること、かつ、支給申請日において雇用していること。

月数の算定は、利用開始日から翌月の同じ日付の前日までを１か月として計算します。ただし、翌月に該当する日がないときは、その月の末日をもって１か月とします。また、１か月未満の日数は切り捨てとします。

受給できる額

	支給額
中小企業事業主	40万円
大企業事業主	30万円

支給は１事業主１回に限ります。

看護休暇制度導入奨励金

労働者が、子の看護のために、年次有給休暇とは別に取得できる休暇制度を労働協約又は就業規則に新たに規定し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に利用させた場合に、事業主に支給します。なお、複数の事業所を有する事業主にあっては、すべての事業所において制度化していることが必要です。

奨励金の対象となる看護休暇制度

以下のすべてを満たす子の看護のための休暇制度（以下「看護休暇制度」といいます。）を労働協約又は就業規則に定め、実施していることが必要です。

- 年次有給休暇とは別に、取得することができる休暇制度であること。
- 子の負傷又は疾病の際に看護のために取得できることが明らかになっていること。
- 労働者1人につき年5日以上取得できる制度であること。

受給できる事業主

以下のすべてに該当する事業主です。

- 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、第2号に規定する介護休業及び第23条に規定する育児・介護のための勤務時間短縮等の措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
- 平成14年4月1日以降新たに看護休暇制度を労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
- 看護休暇制度を導入後、最初に制度を利用させた日から2年以内に、雇用保険の被保険者であって、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に、延べ10日以上利用させたこと（日数は、当該労働者が全日休んだ日を対象として合計します。）。
- 申請に係るすべての対象労働者を上記要件を満たした日以後、雇用保険の被保険者として引き続き1か月以上雇用していること、かつ、支給申請日において雇用していること。

受給できる額

	支給額
中小企業事業主	20万円
大企業事業主	15万円

支給は1事業主1回に限ります。

育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、職場適応性や職業能力の維持・回復を図る措置（職場復帰プログラム）を実施した事業主・事業主団体に支給します。

職場復帰プログラム

いずれか１つ以上実施することが必要です。

在宅講習	・事業主等が作成した教材又は事業主等が選定した教育訓練施設の講座の教材等を用いて、休業期間中のあらかじめ設定された期間に休業者の自宅等において実施 ・休業者の現在の仕事又は近く就く予定の仕事に関連した講習 →　育児休業又は介護休業期間中に１ヵ月以上実施　**支給限度　12ヵ月**
職場環境適応講習	・休業期間中に、事業主等自らが実施 ・休業者が、休業期間中に職業能力の維持を図るために受ける講習等 →　育児休業又は介護休業期間中に月１日実施　**支給限度　12日**
職場復帰直前講習	・休業期間中に、事業主等が自ら実施又は事業主等が選定した教育訓練施設で実施 ・休業者の職場適応性や職業能力の維持・回復を図るために、指導担当者の下に実施される講習等 →　育児休業終了前3ヵ月間又は介護休業終了前1ヵ月間に3日以上実施　**支給限度　12日**
職場復帰直後講習	・復帰後に、事業主等が自ら実施又は事業主等が選定した教育訓練施設で実施 ・職場復帰直前講習と同様、指導担当者の下に実施される休業者の職場適応性や職場能力の回復を図るための講習等 →　育児休業又は介護休業終了後１ヵ月間に3日以上実施　**支給限度　12日**

●職場復帰直前講習と職場復帰直後講習の両方を実施する場合は、合算して3日以上

●職場環境適応講習と職場復帰直前講習を同一の月に併せて実施する場合は、当該期間中は職場復帰直前講習に係るプログラム奨励金のみの支給となります。

受給できる事業主等

以下のすべてを満たす事業主等です。

●育児・介護休業法第2条第１号に規定する育児休業、第2号に規定する介護休業及び第23条に規定する育児・介護のための勤務時間短縮等の措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施していること。

●職場復帰プログラム基本計画を原則として雇用保険適用事業所ごとに作成し、（財）21世紀職業財団地方事務所長の認定を受けていること。

●育児休業期間が3か月以上の育児休業者（産後休業終了後引き続き育児休業をする場合には、産後休業期間を含む。）又は介護休業期間が１か月以上の介護休業者に対して、職場復帰プログラム基本計画に基づき、奨励金の支給対象となる職場復帰プログラムを実施したこと。

●育児・介護休業者をその休業（育児休業者で、産後休業終了後引き続き育児休業する場合には、産後休業）を開始する日まで雇用保険の被保険者として１年以上継続して雇用していること。

●育児・介護休業者をその休業終了後、雇用保険の被保険者として引き続き１か月以上雇用していること。

●育児・介護休業者職場復帰プログラムの実施状況を明らかにする書類を整備していること。

受給できる額

職場復帰プログラムの内容・実施期間に応じて算定されます。

	対象労働者１人当たり（限度額）
中小企業事業主	21万円
大企業事業主	16万円

職業家庭両立推進者研修

各企業において選任されている「職業家庭両立推進者」の方に対して、研修を実施しています。

「職業家庭両立推進者」とは・・

- 企業全体の雇用管理方針の中で仕事と家庭との両立を図るための取組を企画し、実施する業務を担当します。
- 育児・介護休業法で、「事業主は職業家庭両立推進者を選任するよう努めなければならない」と規定されています。

問い合わせ先：（財）21世紀職業財団地方事務所へ（18頁参照）

両立指標

企業自らが自社の仕事と家庭の両立支援対策の進展度合や不足している点を、61問の設問に答えて採点。自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」が客観的に評価できるように構成されたものです。

下記のような利用の仕方ができます

- 両立対策の取組や、制度の利用状況をみるチェックリストとして利用
- 時系列で取組の進捗状況をみる、目標を設定して達成度を測る
- 全体のバランスをみて、どの分野の取組が進んでいないかを把握する
- 対外的な企業アピールに使用する

問い合わせ先：都道府県労働局雇用均等室へ（17頁参照）

ファミリー・フレンドリー・サイト

インターネットで両立指標の設問に答えると、自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を点検、評価することができます。

業種・地域・規模別の自社の位置づけや、取組状況の評価、今後の取組へのアドバイス等の診断コメントが得られます。

http：//www.familyfriendly.jp

問い合わせ先：（財）21世紀職業財団
職業家庭両立業務部支援課へ
TEL　03−5276−3694

育児や介護を行いながら働く方や、働きたい方へ

フレーフレー・テレフォン

育児、介護、家事等に関する各種サービスについて、相談に応じるとともに、地域の具体的な情報を無料で電話やインターネット（フレーフレーネット）により提供しています。

相談・情報の内容

■ 育児情報 ■

●認可保育所（公立・私立）、認可外保育施設、幼稚園、家庭的保育、ベビーシッター、放課後児童クラブなど

●保育サポーター
　子育て経験のある方や保育士の資格をもつ方で、(財)21世紀職業財団が実施した保育サポーター養成講座を修了した方（保育サポーター）の情報も提供しています。

〈相談例〉
●自宅の近くに保育所はないかな？
●急な残業の時、保育所に迎えに行けなくて困っている。
●子どもが発熱をしたが仕事を休めない。

■ 介護情報 ■

●高齢者向け福祉サービス、民間ホームヘルパー、看護師家政婦(夫)紹介所、介護用品など

〈相談例〉
●昼間一人のおじいちゃん。食事の支度が心配です。
●介護が長引きそう。専門の施設を利用したい。

■ 家事代行情報 ■

●家政婦(夫)紹介所、家事代行サービスなど

〈相談例〉
●フルタイムで働いているので、掃除や夕食等、家事サービスを頼みたい。

利用日・時間

月曜日～金曜日（祝日を除く）　9：30～16：30

問い合わせ先

(財)21世紀職業財団地方事務所（18頁参照）フレーフレー・テレフォンへ

再就職希望登録者支援事業

育児、介護等により退職し、将来再就職を希望する方に対し、様々な支援を行っています。

対象者

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職し、将来働けるようになった場合に再就職を希望する方。ただし、退職前に雇用保険被保険者であった方。

登録手続等

- お住まいになっている都道府県の（財）21世紀職業財団地方事務所に登録票を提出し、登録の申込みをしてください。
- 登録者の有効期間（登録期間）は4年間です。引き続き登録を希望される場合は、1回に限り登録を更新することができます。
- 登録は無料です。

登録期間中に受けられる支援

■ 情報の提供 ■

- 仕事と家庭の両立や再就職の準備に役立つ情報を提供しています。

■ Re・Be（リ・ビー）ワークセミナー（再就職準備セミナー） ■

- 再就職の準備に当たって必要な基礎知識等を身につけることをねらいとしたセミナーです。

〈カリキュラム例〉

- 就職に関する基礎知識
  - ・再就職をとりまく法律、制度
  - ・企業の求める人材とは
  - ・先輩の体験談、意見交換
  - ・インターネットの活用
- 仕事探しの準備
  - ・働くことの意義は何か
  - ・自分の適性を考える
  - ・就職に向けて自分の環境をチェックする
  - ・企業情報の集め方と見方

- セミナーの所要時間は6～10時間程度で、1～3日に分けて実施しています。

■ 個別相談 ■

- 再就職の準備などについての個別相談を受け付けています。

■ 再チャレンジサポートプログラム ■

- 適職選択や職業能力開発についての方向付け（キャリアコンサルティング）及び再就職に向けての具体的取組計画（再チャレンジプラン）の策定を支援します。
- 職場体験講習を実施します。

※再チャレンジサポートプログラムは、東京、神奈川、静岡、大阪、兵庫で実施します。

フレーフレーネット

育児、介護等に係る各種サービスに関する情報や、再就職準備関連情報をインターネットで提供しています。

http：//www.2020net.jp（フレー フレー）

仕事との両立に役立つ 育児・介護情報

フレーフレー・テレフォンにより提供している情報の一部をご覧になれます。

再就職準備のための情報 －わたしの再就職－

再就職を希望する方が、時間と場所の制約なく、適性診断や就職活動に関する情報収集を行うなど、柔軟に再就職の準備ができるようインターネットを活用したプログラムです。

参加者のひろば

仕事と家庭の両立や再就職に関する意見交換、情報交換を行う場です。



参考 ファミリー・サポート・センター

急な残業など、変動的、変則的な保育・介護ニーズに対応した、地域における育児又は介護の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター（育児又は介護の援助を行いたい者と育児又は介護の援助を受けたい者からなる会員組織）を設置する市町村に対して、国は経費の補助を行っています。

●問い合わせ先

・（財）女性労働協会（http://www.jaaww.or.jp/family/index.html）

・フレーフレー・テレフォン（P18）でもセンターの情報を提供しています。

・事業に関するお問い合わせは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課へ。
〒100－8916　東京都千代田区霞が関1－2－2
☎（代表）03－5253－1111（内）7858

Ⅱ 育児・介護休業法における制度の概要

〔　〕は省令事項

		育　児　関　係	介　護　関　係
休業制度	休業の定義	労働者が、その1歳に満たない子を養育するためにする休業	労働者が、その要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、〔2週間以上の期間〕にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するためにする休業
	対象労働者	○　労働者（日々雇用及び期間雇用を除く） 労使協定で対象外にできる労働者 ・雇用された期間が1年未満の労働者 ・配偶者が、子を養育できる状態である労働者 〈・1年以内に雇用関係が終了する労働者 ・週所定労働日数が2日以下の労働者 ・配偶者でない親が、子を養育できる状態である労働者〉	○　労働者（日々雇用及び期間雇用を除く） 労使協定で対象外にできる労働者 ・雇用された期間が1年未満の労働者 〈・3月以内に雇用関係が終了する労働者 ・週所定労働日数が2日以下の労働者〉
	対象となる家族の範囲	○　子	○　配偶者（事実婚を含む。以下同じ） 父母及び子 〔同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫〕 配偶者の父母
	期間・回数	○　子が1歳に達するまでの連続した期間 ○　子1人につき1回	○　連続した3月（勤務時間の短縮等の措置が講じられている場合はそれとあわせて3月）以内の期間 ○　対象家族1人につき1回
	手　　続	○　〔書面で〕事業主に申出 〔・事業主は、証明書類の提出を求めることができる〕 ○　申出期間（事業主による休業開始日の繰下げ可能期間）は1か月（ただし、出産予定日前に子が出生したこと等の事由が生じた場合は1週間前まで） ○　出産予定日前に子が出生したこと等の事由が生じた場合は1回に限り開始予定日の繰上げ可 ○　〔1か月前の日までに〕申し出ることにより、子が1歳に達するまでの期間内で1回に限り終了予定日の繰下げ可 ○　休業開始予定日の前日までに申出撤回可 ○　上記の場合、原則再度の申出不可	○　〔書面で〕事業主に申出 〔・事業主は、証明書類の提出を求めることができる〕 ○　申出期間（事業主による休業開始日の繰下げ可能期間）は2週間 ○　〔2週間前の日までに〕申し出ることにより、3月の範囲内で1回に限り終了予定日の繰下げ可 ○　休業開始予定日の前日までに申出撤回可 ○　上記の場合、その後の再度の申出は、1回は可
	不利益取扱いの禁止	休業申出をし、又は休業をしたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止	休業申出をし、又は休業をしたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止
時間外労働を制限する制度	制度の内容	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者がその子を養育するために請求した場合においては、事業主は制限時間（1月24時間、1年150時間）を超えて労働時間を延長してはならない。	要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその対象家族を介護するために請求した場合においては、事業主は制限時間（1月24時間、1年150時間）を超えて労働時間を延長してはならない。
	対象労働者	○　小学校の始期に達するまでの子を養育する労働者。ただし、以下に該当する労働者は請求できない。 1　日々雇用される労働者 2　勤続1年未満の労働者 3　配偶者が子を養育できる状態である労働者 〈4　1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 5　配偶者でない親が、子を養育できる状態にある労働者〉	○　要介護状態にある対象家族を介護する労働者。ただし、以下に該当する労働者は請求できない。 1　日々雇用される労働者 2　勤続1年未満の労働者 〔3　1週間の所定労働日数が2日以下の労働者〕

〔　〕は省令事項

		育児関係	介護関係
時間外労働を制限する制度	期間・回数	○　1回の請求につき1月以上1年以内の期間 ○　請求できる回数に制限なし	○　1回の請求につき1月以上1年以内の期間 ○　請求できる回数に制限なし
	手続	○　開始の日の1月前までに請求	○　開始の日の1月前までに請求
	例外	○　事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は請求を拒める	○　事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は請求を拒める
深夜業を制限する制度	制限の内容	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者がその子を養育するために請求した場合においては、事業主は午後10時～午前5時（「深夜」）において労働させてはならない。	要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその対象家族を介護するために請求した場合においては、事業主は午後10時～午前5時（「深夜」）において労働させてはならない。
	対象労働者	○　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者。ただし、以下に該当する労働者は請求できない。 1　日々雇用される労働者 2　勤続1年未満の労働者 3　保育ができる同居の家族がいる労働者 〔保育ができる同居の家族とは、16歳以上であって、 イ　深夜に就業していないこと（深夜の就業日数が1月について3日以下の者を含む） ロ　負傷、疾病又は心身の障害により保育が困難でないこと ハ　産前産後でないこと のいずれにも該当する者をいう。〕 4　1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 5　所定労働時間の全部が深夜にある労働者	○　要介護状態にある対象家族を介護する労働者。ただし、以下に該当する労働者は請求できない。 1　日々雇用される労働者 2　勤続1年未満の労働者 3　介護ができる同居の家族がいる労働者 〔介護ができる同居の家族とは、16歳以上であって、 イ　深夜に就業していないこと（深夜の就業日数が1月について3日以下の者を含む） ロ　負傷、疾病又は心身の障害により介護が困難でないこと ハ　産前産後でないこと のいずれにも該当する者をいう。〕 4　1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 5　所定労働時間の全部が深夜にある労働者
	期間・回数	○　1回の請求につき1月以上6月以内の期間 ○　請求できる回数に制限なし	○　1回の請求につき1月以上6月以内の期間 ○　請求できる回数に制限なし
	手続	○　開始の日の1月前までに請求	○　開始の日の1月前までに請求
	例外	○　事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は請求を拒める	○　事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は請求を拒める
勤務時間の短縮等の措置等		○　1歳に満たない子を養育する労働者（日々雇用を除く）で育児休業をしないものに関しては次の措置のいずれかを、1歳以上3歳に満たない子を養育する労働者（日々雇用を除く）に関しては育児休業に準ずる措置又は次の措置のいずれかを講ずる義務 〔・　短時間勤務の制度 ・　フレックスタイム制 ・　始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ・　所定外労働をさせない制度 ・　託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与〕	○　常時介護を要する対象家族を介護する労働者（日々雇用を除く）に関して、連続する3月（介護休業した期間があればそれとあわせて3月）以上の期間における次の措置のいずれかを講ずる義務 〔・　短時間勤務の制度 ・　フレックスタイム制 ・　始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ・　労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度〕
3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育又は家族を介護する労働者等に関する措置		○　3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて、必要な措置を講ずる努力義務	○　その家族を介護する労働者に関して、休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずる努力義務
子の看護のための休暇の措置		○　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、その子の看護のための休暇を与えるための措置を講ずる努力義務	—
労働者の配置に関する配慮		○　就業場所の変更を伴う配置の変更において、就業場所の変更により就業しつつ子の養育を行うことが困難となる労働者がいるときは、その子の養育の状況に配慮する義務	○　就業場所の変更を伴う配置の変更において、就業場所の変更により就業しつつ家族の介護を行うことが困難となる労働者がいるときは、その家族の介護の状況に配慮する義務

Ⅲ 問い合わせ先一覧

都道府県労働局雇用均等室は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局の出先機関です。育児・介護休業法に関すること、育児・介護休業制度、深夜業の制限や育児・介護のための勤務時間の短縮等の措置の実施、両立指標に関することは下記にお問い合わせ下さい。

－都道府県労働局雇用均等室－

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所　在　地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号　札幌第1合同庁舎
青　森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号　青森合同庁舎
岩　手	019-604-3010	019-604-1535	020-0023	盛岡市内丸7番25号　盛岡合同庁舎1号館
宮　城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地　仙台第4合同庁舎
秋　田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号　秋田合同庁舎
山　形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市緑町1丁目5番48号　山形地方合同庁舎
福　島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号　福島合同庁舎
茨　城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市北見町1番11号
栃　木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号　宇都宮第2地方合同庁舎
群　馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号　群馬県公社総合ビル
埼　玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2　明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー
千　葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号　千葉第2地方合同庁舎
東　京	03-3818-8408	03-5689-5076	112-8581	文京区後楽2丁目5番1号　住友不動産飯田橋ファーストビル
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地　横浜第2合同庁舎
新　潟	025-234-5928	025-265-6420	951-8588	新潟市川岸町1丁目56番地
富　山	076-432-2740	076-432-3959	930-8514	富山市桜橋通り2番25号　富山第一生命ビル2F
石　川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号
福　井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-0019	福井市春山1丁目1番54号　福井春山合同庁舎
山　梨	055-231-8611	055-231-8625	400-0031	甲府市丸の内2丁目7番23号　鈴与甲府ビル
長　野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐　阜	058-263-1220	058-263-1707	500-8842	岐阜市金町4丁目30番地　明治安田生命岐阜金町ビル
静　岡	054-252-5310	054-252-8216	420-0857	静岡市御幸町4番1号　アーバンネット静岡ビル
愛　知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号　名古屋広小路ビルヂング
三　重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号　津第2地方合同庁舎
滋　賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号　滋賀ビル
京　都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大　阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号　大阪合同庁舎第2号館
兵　庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号　神戸クリスタルタワー
奈　良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地　奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-421-6157	073-421-6158	640-8583	和歌山市中之島1518番地　和歌山MIDビル
鳥　取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島　根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号　松江合同庁舎
岡　山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市下石井1丁目4番1号　岡山第2合同庁舎
広　島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号　広島合同庁舎第2号館
山　口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市中河原町6番16号　山口地方合同庁舎1号館
徳　島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6　徳島地方合同庁舎4階
香　川	087-831-3762	087-831-3759	760-0018	高松市天神前5番12号　香川労働局第3庁舎
愛　媛	089-935-5222	089-935-5223	790-0811	松山市本町2丁目1番7号　松山東京海上ビル
高　知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田48番2号
福　岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号　福岡合同庁舎
佐　賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号　佐賀第2合同庁舎
長　崎	095-844-4384	095-844-4423	852-8117	長崎市平野町22番40号　(株)九電工長崎支店ビル
熊　本	096-352-3865	096-352-3876	860-0008	熊本市二の丸1番2号　熊本合同庁舎
大　分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号　大分第2ソフィアプラザビル
宮　崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号　宮崎合同庁舎
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号　鹿児島西千石第一生命ビル
沖　縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号　那覇第2地方合同庁舎

各種助成金・奨励金等両立支援事業に関することは下記にお問い合わせ下さい。

－（財）21世紀職業財団地方事務所－

	電話番号	FAX番号	フレーフレー・テレフォン	郵便番号	所　在　地
北海道	011-707-6198	707-6199	707-2020	060-0807	札幌市北区北7条西2－20　東京建物札幌ビル7F
青　森	017-776-2028	776-2025	776-2020	030-0822	青森市中央1－25－3　青森共栄火災ビル4F
岩　手	019-653-8681	653-8680	622-2020	020-0034	盛岡市盛岡駅前通8－17　小岩井･明治安田ビル4F
宮　城	022-214-2080	214-2520	214-2020	980-0014	仙台市青葉区本町2－3－10　朝日生命仙台本町ビル9F
秋　田	018-866-2100	866-2101	866-2020	010-0951	秋田市山王6－10－9　猿田興業ビル1F
山　形	023-642-2021	642-2006	642-2020	990-0039	山形市香澄町3－1－7　朝日生命山形ビル6F
福　島	024-522-3030	522-3081	524-2020	960-8031	福島市栄町6－6　ユニックスビル8F
茨　城	029-226-2413	226-2740	226-2020	310-0011	水戸市三の丸1－4－73　水戸三井ビル12F
栃　木	028-643-3220	643-3381	625-2020	320-0033	宇都宮市本町4－15　宇都宮NIビル4F
群　馬	027-223-2023	223-2013	231-2020	371-0026	前橋市大手町2－6－17　住友生命前橋ビル8F
埼　玉	048-824-7001	824-7009	834-2020	330-0062	さいたま市浦和区仲町1－4－10　浦和商工ビル6F
千　葉	043-225-2295	225-2080	225-2020	260-0013	千葉市中央区中央3－3－1　フジモト第一生命ビル6F
東　京	03-3868-9601	3868-9607	3258-2020	113-0033	文京区本郷2－3－9　ツインビュー御茶ノ水ビル2F
神奈川	045-224-8042	224-8037	681-2020	231-0005	横浜市中区本町1－3　綜通横浜ビル10F
新　潟	025-249-5660	243-2172	243-2020	950-0087	新潟市東大通2－4－10　日本生命新潟ビル2F
富　山	076-444-1526	444-2022	444-2020	930-0004	富山市桜橋通り2－25　富山第一生命ビル8F
石　川	076-234-2040	234-2021	234-2020	920-0981	金沢市片町2－2－15　北国ビル8F
福　井	0776-21-0581	21-0582	20-2020	910-0005	福井市大手3－4－1　福井放送会館2F
山　梨	055-236-5271	236-5431	254-2020	400-0031	甲府市丸の内2－30－2　甲府第一生命ビル2F
長　野	026-223-4521	223-4524	232-2020	380-0824	長野市南石堂町1282－16　三井生命長野ビル6F
岐　阜	058-266-5033	266-5031	265-2020	500-8842	岐阜市金町4－30　明治安田生命岐阜金町ビル7F
静　岡	054-288-2029	288-2000	288-2020	422-8067	静岡市南町18－1　サウスポット静岡5F
愛　知	052-586-7222	586-7225	541-2020	450-0002	名古屋市中村区名駅3－22－8　大東海ビル7F
三　重	059-228-2300	228-2304	226-2020	514-0004	津市栄町2－380　日動火災津ビル4F
滋　賀	077-523-5141	523-5249	523-2020	520-0043	大津市中央3－1－8　大津第一生命ビル2F
京　都	075-213-2093	213-2092	213-2020	600-8492	京都市下京区四条新町東入ル月鉾町62　住友生命京都ビル8F
大　阪	06-6262-2151	6262-2154	6946-2020	541-0054	大阪市中央区南本町1－7－15　明治安田生命堺筋本町ビル13F
兵　庫	078-272-3055	272-3066	794-2020	651-0088	神戸市中央区小野柄通7－1－1　日生三宮駅前ビル8F
奈　良	0742-36-6777	36-6778	64-2020	630-8115	奈良市大宮町6－9－1　新大宮ビル5F
和歌山	073-475-1765	475-1766	426-2020	640-8341	和歌山市黒田84－1　阪和第1ビル4F
鳥　取	0857-29-0314	24-2102	24-2020	680-0846	鳥取市扇町7　鳥取フコク生命駅前ビル6F
島　根	0852-24-2300	24-2141	20-2020	690-0886	松江市母衣町55－4　松江商工会議所ビル6F
岡　山	086-227-2021	227-2880	227-2020	700-0826	岡山市磨屋町10－20　磨屋町ビル6F
広　島	082-224-2001	224-2003	224-2020	730-0017	広島市中区鉄砲町8－18　広島日生みどりビル5F
山　口	083-923-2041	923-2274	923-2020	753-0074	山口市中央5－7－3　アクサ山口ビル1F
徳　島	088-655-7771	655-6641	611-2020	770-0841	徳島市八百屋町2－11　ニッセイ徳島ビル11F
香　川	087-822-2027	822-2023	822-2020	760-0023	高松市寿町1－1－12　高松東京生命館7F
愛　媛	089-921-5660	921-5722	934-2020	790-0001	松山市一番町1－15－2　松山一番町ビル6F
高　知	088-823-2667	823-2540	823-2020	780-0834	高知市堺町2－26　高知中央第一生命ビル6F
福　岡	092-431-7701	431-7702	414-2020	812-0011	福岡市博多区博多駅前1－4－1　博多駅前第一生命ビル4F
佐　賀	0952-28-4621	28-4721	40-2020	840-0816	佐賀市駅南本町5－1　住友生命佐賀ビル4F
長　崎	095-827-1262	827-1263	832-2020	850-0057	長崎市大黒町9－22　大久保大黒町ビル本館10F
熊　本	096-324-2297	324-2104	324-2020	860-0806	熊本市花畑町4－1　太陽生命熊本第2ビル2F
大　分	097-538-7755	538-7756	538-2020	870-0034	大分市都町1－3－19　日本生命大分中央ビル4F
宮　崎	0985-20-2019	20-2027	20-2020	880-0806	宮崎市広島2－10－20　坂下ビル6F
鹿児島	099-259-7815	259-7832	259-2020	890-0046	鹿児島市西田1－5－1　鹿児島高見橋ビル7F
沖　縄	098-869-9076	866-7789	868-2020	900-0015	那覇市久茂地3－1－1　日本生命那覇ビル5F

財団法人
21世紀職業財団
〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
TEL.03-5276-3694 FAX.03-5276-3705
ホームページ　http://www.jiwe.or.jp

少子・高齢化が進む中、労働者が生涯を通じて充実した職業生活を営むためには、仕事と育児や家族の介護とを両立させつつ、その能力や経験を活かすことができる環境を整備することが求められています。このような環境づくりに資するよう、（財）21世紀職業財団は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく厚生労働大臣の指定法人として、両立支援に関する事業主等に対する助成金等の支給、労働者等に対する指導、相談、援助、情報提供等を行っています。

H16.7